

最終更新日：2006年5月31日

## 株式会社マリノポリス

代表取締役社長 山野井 啓雄

問合せ先：管理本部 TEL:086-245-2444

証券コード:3339

<http://www.marinepolis.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

## 1. 基本的な考え方

当社は、業容の拡大とともに株主尊重の方針を掲げ、健全で透明性が高く経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制の確立が重要な経営課題と考えております。

## 2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

## 【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
山野井 孝允	1,216,300	28.87
山野井 博基	307,128	7.29
山野井 久美子	265,782	6.31
山野井 健二	230,346	5.46
山野井 洋子	153,564	3.64
山野井 啓雄	102,000	2.42
マリノポリス従業員持株会	100,600	2.38
㈱中国銀行	90,000	2.13
㈱伊予銀行	70,000	1.66
㈱三菱東京 UFJ 銀行	45,000	1.06

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

ジャスダック

決算期

10月

業種	小売業
(連結) 従業員数	100人以上500人未満
(連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

#### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

---

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない

#### 現状の体制を採用している理由

少数精鋭による取締役の責任の明確化、意思決定の迅速化等を重視した経営を行っているため、現在は社外取締役については選任しておりません。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

#### 監査役と会計監査人の連携状況

現状は必要に応じて情報交換を行っていますが、今後は定期的な報告会を開催し、相互連携を図ってまいります。

#### 監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査部門として「内部監査室」を設置しております。内部監査室は、監査役に監査内容(チェックリスト)を示し、連携を保ちながら内部監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)
----	----	------------

		a	b	c	d	e	f	g	h	i
寺尾 耕治	公認会計士				○					
千田 浩逸	他の会社の出身者					○				

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

## 会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
寺尾 耕治	——	専門知識を生かし、公正中立な立場から取締役の監視とともに、提言助言をいただくため。
千田 浩逸	——	取締役としての経営経験が豊富であり、当社取締役の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督していただくため。

## その他社外監査役の主な活動に関する事項

社外監査役は、月に 1 回開催される取締役会および監査役会に出席するなど、外部からの経営監視機能の強化を図っております。

## 【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

実施していない

## 該当項目に関する補足説明

現状では必要性を感じていないため、実施しておりません。

## 【 取締役報酬関係 】

開示手段

有価証券報告書、決算短信

開示状況

全取締役の総額を開示

## 該当項目に関する補足説明

2005 年 10 月期における当社の取締役に対する報酬は、86 百万円であります。

**【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】**

現在は監査役補助者並びに社外監査役をサポートする専門部署は設けておりませんが、管理本部総務チームに担当者を配置し、事務処理、連絡等のサポートを行っております。

**2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項**

当社は、取締役会及び監査役会により業務執行の監督及び監査を行っております。取締役会は4名の取締役で構成され、当社の業務執行を担当しております。なお、社外の取締役はおりません。取締役会は毎月開催しており、経営上の重要課題に迅速に対応するため必要に応じて臨時の取締役会を開催しております。また、よりスピーディーな経営判断が求められる今日、取締役会とは別に取締役及び本部幹部が参加する幹部会議を毎月及び必要に応じて開催しており、経営上の諸問題について協議しております。

監査役会は3名の監査役で構成され、1名が常勤監査役、2名が非常勤監査役であります。各監査役は監査役会で定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席や業務、財産の状態の調査等を通じ、取締役の業務執行の監査及び会計監査を行っております。

会計監査人は監査法人トーマツに依頼しております。年間を通じた会計監査人の監査計画に対して適時に資料・情報を提供し、公正不偏な監査を受けております。会計監査は、下記の業務執行社員のほか、公認会計士5名、会計士補4名、その他2名の監査補助者により実施されております。

業務を執行した公認会計士の氏名:梶浦和人、川合弘泰

継続関与年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

#### 2. IR に関する活動状況

	代表者自身 による 説明の有無	補足説明
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	社長が説明者となり、年2回（1月、6月）証券アナリスト及び機関投資家向け決算説明会を開催しており、30名程度の出席者があります。
IR資料のホームページ掲載	あり	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、半期報告書、会社説明会資料、コーポレート・ガバナンスの状況等を掲載しております。（URL <a href="http://www.daiwair.co.jp/CIB/3339/">http://www.daiwair.co.jp/CIB/3339/</a> ）
IRに関する部署（担当者）の設置	—	IR担当部署としてIR室を設置しております。そこにIR担当者を配置し、IR事務連絡責任者として、ジャスダック証券取引所へ当社IR活動に係る連絡を行っております。また、社長がIR担当役員となっております。

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

### IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成18年5月24日開催の当社取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針について、下記のとおり決議いたしました。直近の当社のコーポレート・ガバナンス体制については、参考資料「模式図」（巻末「添付資料」）のとおりですが、今後は下記の方針に基づき、内部統制システムを整備してまいります。

#### 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を制定し、全役職員が法令、定款および社内規程を遵守した行

動をとるための行動規範とする。

(2) 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス担当役員を任命するとともに、管理本部において、コンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、管理本部を中心に役職員の教育を行い、規程の徹底を図る。

(3) 内部監査室は、管理本部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。

(4) これらの活動は、定期的に取り締役会および監査役会に報告する。

(5) 従業員が直接情報提供を行う手段として、内部監査室に設置している「内部通報窓口」を活用する。

(6) 職員の法令、定款および社会規範違反行為については、懲罰委員会が取締役会に具体的な処分を答申する。

## 2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月 1 回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

## 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下、文書等という。)に記録し、保存する。常時これらの文書等を必要に応じて 10 年間は閲覧可能な状態を維持することとします。

## 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、衛生、情報セキュリティ等に係るリスクについては、リスク管理規程を定め、それぞれの担当部署にて、規則、マニュアルの作成、研修の実施を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は管理本部総務チームが行うものとする。新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

## 5. 当該株式会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社およびグループ会社における業務の適正を確保するため、当社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部署を設けると共に、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

(2) 当社取締役およびグループ各社の取締役は、各部門の業務施行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

## 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、監査役の職務を補助すべき使用人の必要を求めた場合は、「監査役がその職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査役補助者を任命することとする。

## 7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

## 8. 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 監査役会に報告すべき事項を定める規程を監査役会と協議のうえ制定し、取締役および使用人は当社の業務、または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。また、監査役はいつでも必要に応じて取締役および使用人に対して報告を求めることが出来ることとする。

(2) 監査役は、原則取締役会に出席し、取締役より重要事項の報告を受け、関係書類の配布並びに詳細な説明を受けることとする。

#### 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会は、代表取締役社長と定期的に情報、意見交換を行う。

(2) 監査役会は、内部監査室、会計監査人と定期的な報告会を開催し、相互連携を図る。

以上

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

## V その他

### 1. 買収防衛に関する事項

---

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

---

